

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(平成29年9月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	87	5	-	2,113	-	1	2,206

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成29年9月分)

▶(都民の声)外国語版ガイドブック都税について(複数)

外国版ガイドブック都税はどこで入手できるのか。

(回答)主税局では、都税のしくみをわかりやすく解説した「ガイドブック都税」というパンフレットを毎年6月に発行しており、この内容を外国語(英語、中国語、ハングル)に翻訳したものも発行しています。今年度の「ガイドブック都税2017(平成29年度版)」の外国語版は、9月下旬より、各都税事務所、都庁第一本庁舎3階北側都民情報ルーム、都庁第一本庁舎東京都主税局相談コーナーなどで、無料配布しています。また、東京都主税局ホームページからもご覧いただくことができます。

▶(都民の声)法人事業税・都民税申告書の提出先について

世田谷区に所在の法人であるが、世田谷都税事務所に提出して良いのか。

(回答)都税は税目によって所管区域が異なり、法人事業税・法人住民税について、世田谷区の法人を所管しているのは、渋谷都税事務所となっております。

主たる事務所等が所在する区の都税事務所(世田谷都税事務所)の窓口でも、申告書の受付を行っていますが、申告内容のご相談やお問合せ、郵送・電子申告による申告書等のご提出は、所管の都税事務所(渋谷都税事務所)へお願いいたします。

【参考】23区内の個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税にかかる所管区域について

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/jimusho.html>